福島県犯罪被害者等支援計画 【令和4年度~令和7年度】 (最終案)



犯罪被害者等支援 シンボルマーク 「ギュっとちゃん」

令和 年 月 福島県

目次

第	1	章	計画	iの	基本	的事	項・	• • • • • •	•••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	• • • • • •	• • • • • •	•••••	2
	1	≘ +	画祭:	定の	趣旨	ş			• • • • • •	•••••				•••••						2
	2	計	画の	位置	付け	= }			•••••	•••••			•••••	••••	•••••					3
													•••••							
													•••••							
	6	進	行管:	哩·	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••		•••••	4
	7	重	点的	な取	組	•••••	•••••		•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	5
盆	2	音	犯罪	被	主去	筌の	银纸	••••		••••	••••	•••••	•••••	••••	••••	••••	• • • • • •	• • • • • •		5
7																				
													•••••							
													•••••							
													•••••							
第	3	章	施策	推	進の	考え	方··	•••••	••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	•••••	• • • • • •	•••••	9
	1	旃	等体:	茲.	• • • • •				• • • • • •	•••••				••••						9
	_																			
ferfe				-																
弗	4	早	具体	Z HJ 7	よ脱	東の	内容	••••	•••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	•••••	•••••	•••••	1 1
0	施	策0	0柱 1	ŕ	合念	的なす	を援体	制の	り整備	備・3	充実	•••••	•••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	1 1
	基	本的	勺施策	₹1	相	談及(が情 報	日の 担	是供等	等()	第 1 :	2条)								
	基	本的	勺施策	₹2		規模						-								
	基	本的	勺施策	₹3	県.	民が県	外で	発生	した	犯罪	等に、	より初	捜害を	受け	た場	合等(の支援	(第	20	条)
	基	本的	勺施策	₹4	人	材の記	育成	(第2	2 4 斜	₹)										
	基	本的	勺施策	₹5	支	援従	事者σ	ンニグ	文受像	易に対	対する	る支援	爰(第	2 5	(条)					
	基	本的	勺施策	₹6	民	間支担	爰団体	タンプ	対する	る支持	爰(含	第26	(条)							
0	施	策0	0柱 2	<u> </u>	生活	再建位	りため	うの糸	圣済白	的支撑	蹇 …				•••••					1 9
			-			 常生》		_												
	基	本的	勺施策	₹8	居·	住の記	安定	(第 1	16第	*)										
	基	本的	勺施策	₹9	雇	用の変	安定	(第 1	1 7 쇩	≹)										
	基	本的	勺施策	₹10	経	済的負	負担σ)軽源	或(貧	第18	8条)									
\cap	旃	举 a	がする	. 4	害油	的。	多体的	加油	E M E	司復	. 独写	生の欧	た ・		• • • • • •					2 5
			-	_		-							· 第 1							
						全の値					<u>ا بحرا</u>	~1/2	(א) י	' ^	~ /					
			-				_						· · · · · · · · ·					••••••	••••	28
										_			5配慮	等	(第2	. 1	₹)			
						民の理				-			. <i>F</i> \							
						校には							余)							
	基.	本 日	り 他策	₹16	1固.	人情報	収の追	りて	「官場	里(多	第 2	/ 余)								
参	考	資	半 …	••••	••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	•••••	••••	•••••	•••••	••••	3 4
	福	色匠	显如罪	神	宝去:	等支持	至冬石	il (4	÷ ₹⊓₽	四年四	四日-	- 日 🌣	佑行)							
	1111	407	トリレフト	ᄀᄊᄓ		寸人].	ベヘリ	ı / I	3 THE	→	/ J	ᆔᄽ	/ لا ا ث							

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、 犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっています。また、犯罪被害者等の中には、十 分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいます。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の 心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を 通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村を始め、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要があります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要です。

犯罪被害者等に対する支援について、国においては、平成17年4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号。以下「基本法」という。)が施行され、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

県においては、平成21年4月に施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」(平成20年12月24日福島県条例第80号。)に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込むとともに、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」を策定し、各計画期間において、国や県、警察、市町村、民間支援団体等の関係機関・団体との連携のもと犯罪被害者等への支援施策を推進してきたところです。

こうした中、本県では、令和3年10月に「福島県犯罪被害者等支援条例」(令和3年10月12日福島県条例第76号、以下「条例」という。)を制定し、令和4年4月に施行します。

このため、条例の目的である「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し、条例の基本理念を踏まえ、「福島県犯罪被害者等支援計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第5条(地方公共団体の責務)を踏まえた条例第9条の規定に基づき、 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた基本計画です。

なお、本計画は、国が基本計画の中で示してきた施策等を踏まえるとともに、「福島県総合計画」を始め、各部局が策定する計画等との整合を図った上で策定するものです。

さらに、国が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されていることから、本計画もSDGsの理念「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を共有し、17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」を見据えたものとします。











■犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(条例第2条第1号)「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の法令の規定により刑罰を科される行為をいう。(例:殺人、強盗、放火、強制性交等、傷害、詐欺、業務上過失致死傷(交通事件)など)

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまでは言えないが、それに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

■犯罪被害者等

基本法第2条第2項に定める「犯罪被害者等」と同一の意味であり、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。(条例第2条第2号)

家族の範囲については、民法第725条に定める親族の範囲に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含む。(例:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった配偶者、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった親子)

3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の3つの「基本方針」により計画を推進します。

① 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障 される権利が尊重されること。

② 犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

③ 途切れることのない必要な支援の提供

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

ただし、計画期間内であっても、国の基本計画の見直しや犯罪被害者等のニーズ、社会情勢等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。

5 意見の反映

条例第9条第3項及び第5項に基づき、本計画の策定及び変更の際は、関係機関・団体から犯罪被害者等の声を含め意見を頂くとともに、パブリック・コメントを行い、広く県民に意見を求め、提出された意見及びその反映状況等を福島県ホームページにおいて公表します。

6 進行管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表するとともに、進捗状況を点検し、第三者による検証を行うため、「福島県犯罪被害者等支援計画有識者会議」を設置して検証を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

7 重点的な取組

この計画の推進にあたって、第3章に掲げる施策の柱ごとに、以下の項目について、 重点的に取り組んでいきます。

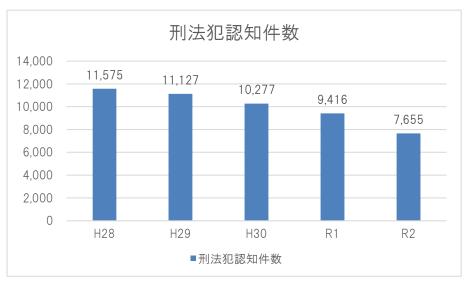
	項目					
施策の柱	犯罪被害者等の相談支援体制の整備					
1	市町村における支援体制の充実に向けた取組の促進(条例の制定等への支援)					
施策の柱 2	犯罪被害者等の経済的負担の軽減(見舞金等の創設及び運用)					
施策の柱 3	カウンセリング等の充実					
施策の柱 4	犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進 (講演会等への県民の参加 累計 2, 0 0 0 人以上)					

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数

福島県内の刑法犯認知件数は、平成28年(2016年)は11,575件でしたが、年々減少傾向にあり、令和2年(2020年)は7,655件となっています。



【出典】福島県警察本部統計資料

(2) 重要犯罪認知件数

福島県内における重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取・誘拐、強制わいせつ)の認知件数は、平成28年(2016年)は104件でしたが、年々減少傾向にあり、令和2年(2020年)の認知件数は67件となっています。しかし、刑法犯認知件数に占める重要犯罪及び重要窃盗犯の認知件数の割合は、平成28年(2016年)が16.0%なのに対し、令和2年(2020年)が19.7%と年々増加しています。

	年	H28	H29	H30	R1	R2
开 !	法犯認知件数	11,575	11,127	10,277	9,416	7,655
	殺人	9	10	10	5	8
	強盗	21	6	13	18	8
重	放火	12	7	7	17	12
要犯	強制性交等	10	10	12	11	5
罪	略取・誘拐	2	0	2	5	2
	強制わいせつ	50	73	32	35	32
	計	104	106	76	91	67
	侵入盗	1,507	1,509	1,546	1,419	1,358
重要	自転車盗	235	329	178	107	79
窃	ひったくり	7	7	7	1	0
盗犯	すり	7	15	7	9	7
	計	1,756	1,860	1,738	1,536	1,444

【出典】福島県警察本部統計資料

(3) 交通事故の発生件数

福島県内の交通事故発生件数は、平成28年(2016年)は5,802件でしたが、年々減少傾向にあり、令和2年(2020年)は3,266件となっています。また、死傷者数も平成28年(2016年)は90件でしたが、令和2年(2020年)は57件と年々減少傾向にあります。負傷者数も同様に平成28年(2016年)は7,112件でしたが、令和2年(2020年)は3,857件と減少しています。

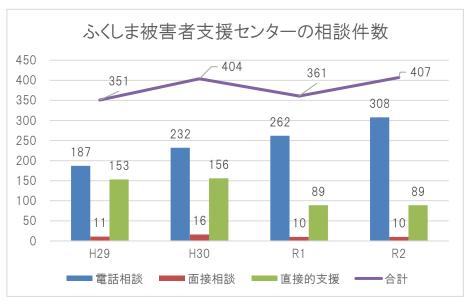


【出典】福島県警察本部「交通白書」

2 犯罪被害等に関する相談の状況

(1) 公益社団法人ふくしま被害者支援センターにおける相談件数

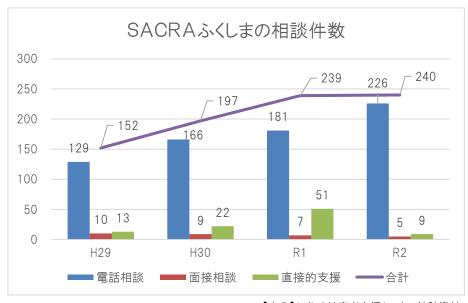
ふくしま被害者支援センターにおける電話相談件数は、平成29年(2017年)は187件でしたが、年々増加傾向にあり、令和2年は(2020年)は308件となっています。また、面接相談や直接的支援を含めた支援の合計数も増加傾向にあります。



【出典】ふくしま被害者支援センター統計資料

(2) 性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしまにおける相談件数

SACRAふくしまにおける電話相談件数((1)公益社団法人ふくしま被害者支援センターにおける相談件数の内数)は、平成29年(2017年)は129件でしたが、年々増加傾向にあり、令和2年は(2020年)は226件となっています。また、面接相談や直接的支援を含めた支援の合計数も増加傾向にあります。



【出典】ふくしま被害者支援センター統計資料

3 犯罪被害者等が置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、 集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前にできていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD(心理的外傷後ストレス障害) 等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、 休職・退職を余儀なくされることもあり、また、生計の中心を担う家族が被害者となった場合、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅等が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

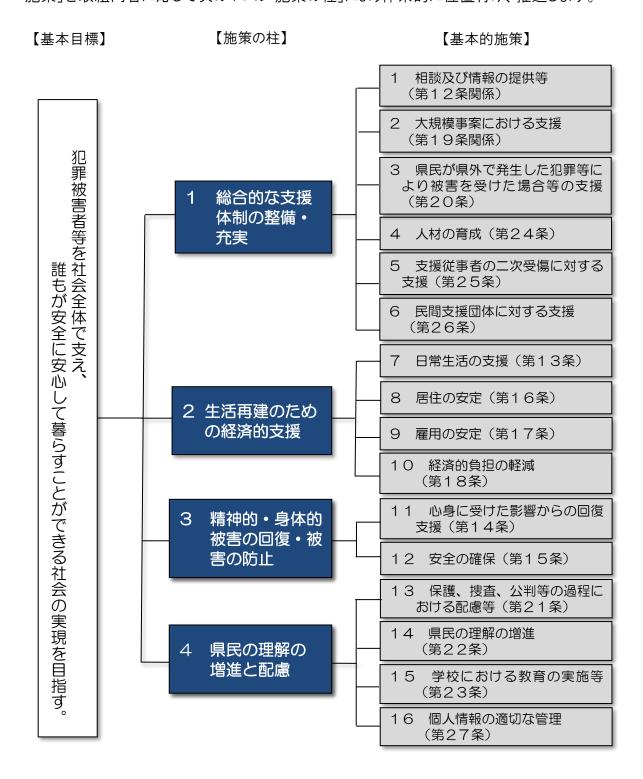
(4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次被害の問題

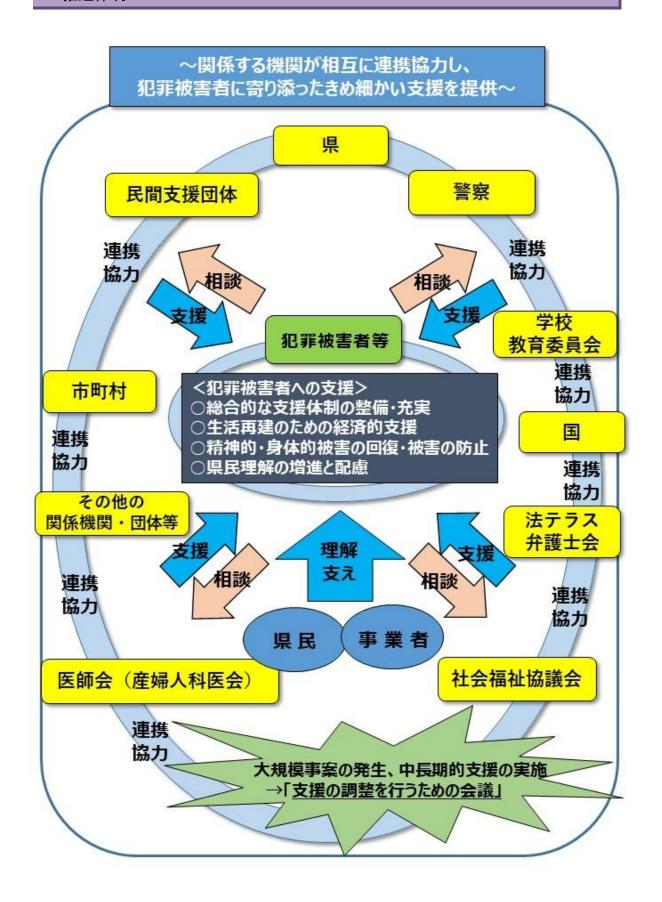
人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となることもあります。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

第3章 施策推進の考え方

1 施策体系

犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、第1章-3の基本方針に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例(第12条~第27条)において定めた「基本的な施策」を取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進します。





第4章 具体的な施策の内容

施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

基本的施策1 相談及び情報の提供等(第12条)

- 【現状と課題】 犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、相談先が複数にわたり、どこに何を相談していいのか分からない状態に陥ることもあり、必要な情報を容易に入手し、必要な支援を受けることができる枠組みが必要である。
- 【施策の方向】 県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して 必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を 行う。なお、日常生活の支援のための行政サービスをワンストップで提供する ことができるよう、県の「総合的対応窓口」の役割を強化する。

【具体的施策】 ※新たな取組について、表の枠内を薄いグレーで着色している。以下同様とする。

No.	施策名	施策の概要	所管
1	犯罪被害者等に関す	県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機	生活環境部
	る相談支援	 関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、	警察本部
		 犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。	
		 なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できる	
		よう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者	
		支援センターと連携しながら、生活支援における県機関	
		及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。	
		さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援	
		の調整を行うための会議」を整備する。	
2	性犯罪被害に関する	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、	生活環境部
	相談支援	県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援セ	教育庁
		ンター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」に	警察本部
		おいて、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相	
		談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行	
		う。	
		また、24時間365日の支援体制を確保するため、国	
		の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努め	
		る 。	
		今後も、被害者が必要とする支援の充実のために、福島	
		県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コ	
		ールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対	
		応できる相談支援体制について総合的に検討する。	

0			生江 四1年 2 2
3	被害初期における迅	被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、	生活環境部
	速な相談支援 	県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が	警察本部
		十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする 	
		情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的 	
		な情報の周知に努める。	
4	犯罪被害者のための	県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警	生活環境部
	相談窓口の適切な運	察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携し	
	用	て窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な	
		情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	
5	警察における相談体	警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害 110 番」、「ヤ	警察本部
	制の充実	ングテレホン」、「いじめ 110 番」、「女性安全相談所」、	
		「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪	
		相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等か	
		らの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	
6	市町村の総合的対応	市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条	生活環境部
	窓口の機能強化に関	例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作	
	する支援	成を促進する。	
7	犯罪被害者支援ハン	犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、	生活環境部
	ドブックの改定・配	相談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」	
	布	を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携	
		の強化及び支援の充実に努める。	
8	支援施策に関する総	犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したら	生活環境部
	合的な相談への対応	よいか分からない方などのために、相談内容に応じて適	
		切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村に	
		対して相談体制の充実を働きかける。	
9	犯罪被害者等支援に	県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するペー	生活環境部
	関するホームページ	ジ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関	
	による情報提供	 係機関の相談窓口の提供を行う。	
10	交通事故相談への対	県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故	総務部
	応	 における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害	
		 者等からの相談に対応する。	
11	消費者トラブルに係	消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生	生活環境部
	る相談への対応	│ │活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相	
		談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込	
	<u>l</u>		

		まれた相談者への助言・あっせんを行う。	
12	女性に関する相談へ	DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題	生活環境部
	の対応	について相談を受ける窓口を男女共生センター、女性の	こども未来局
		ための相談支援センター、各保健福祉事務所、警察署等	警察本部
		に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。	
13	医療に関する相談へ	保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や	保健福祉部
	の対応	不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、	
		適切な医療機関の紹介を行う。	
14	妊娠に関する相談へ	予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口とし	保健福祉部
	の対応	て「女性のミカタ 健康サポートコール」を開設し、心	
		やからだの悩みに保健師が対応する。	
15	心のケアに関する相	精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉	保健福祉部
	談への対応	に関する相談への対応や支援等を行う。	
16	ひとり親家庭の就業	各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひ	こども未来局
	等に関する相談への	とり親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。ま	
	対応	た、福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、	
		就業相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施	
		する。	
17	児童相談所における	児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に	こども未来局
	児童虐待に関する相	関する相談及び通告に対応する。	
	談への対応		
18	就職や転職等に関す	「ふくしま生活・就職応援センター」において、就職や	商工労働部
	る相談への対応	転職等の相談に対応する。	
19	子どものための24	24時間、365日、子どものいじめ問題等に関する悩	教育庁
	時間電話相談	み相談に対応する。	
20	ダイヤルSOS	平日(10:00~17:00)、子どものいじめや不登	教育庁
		 校、体罰などの教育相談にフリーダイヤルで対応する。	
21	スクールカウンセラ	児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スク	教育庁
	ー・スクールソーシ	ールカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣する	
	ャルワーカーの活用	とともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワ	
		一カーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努め	
		る。また、研修等を通じ、スクールカウンセラーやスク	
		 ールソーシャルワーカーの犯罪被害者等支援に関する	
		 理解促進を図っていく。	

22	犯罪被害者等である	不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支	教育庁
	児童生徒が不登校に	援を行い、再登校を図るとともに、スクールカウンセラ	
	なった場合における	ーやスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、児童	
	支援	生徒へのスペシャルサポートルーム(SSR)の活用に	
		より支援を行うなど、学びの機会を確保するための取組	
		を実施する。	
23	労働相談への対応	労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽	労働委員会事
		に相談できるようフリーダイヤルによる労働相談を実	務局
		施する。	
24	刑事手続等に関する	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の	警察本部
	情報の提供の充実	犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害	
		者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく	
		取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成	
		し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含	
		め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	
25	民事手続等に関する	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援の	生活環境部
	情報の提供の充実	ための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット	警察本部
		等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等に備	
		え付けるとともに、各種広報媒体等を活用し、当該制度	
		を周知する。また、日本司法支援センター(法テラス)	
		の民事法律扶助制度について周知を図る。	
26	自助グループの活動	犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪	警察本部
	についての情報提供	被害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について	
		情報提供を行う。	
27	外国人の犯罪被害者	外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内	生活環境部
	等への情報提供の充	容の充実と見直しを図り、適切に配布されるよう努める	警察本部
	実	とともに、外国人に対し、警察の犯罪被害者施策につい	
		て周知を図る。また、外国人住民のための生活相談窓口	
		 や電話による無料通訳サービスの活用により、多言語の	
		相談に対応する。	
28	捜査に関する適切な	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応	警察本部
	情報提供等	じて捜査状況等の情報を提供するよう努める、また、犯	
		 罪被害者等の状況や要望について、関係機関・団体と共	
		有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情	
-			

	1		
		報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図る。	
29	被害者支援要員制度	あらかじめ指定された警察職員(被害者支援要員)が、	警察本部
	による支援	事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、説明や関係	
		機関の紹介などの支援を行う。	
30	被害少年等が相談し	被害少年からの相談について、県警察のウェブサイトや	警察本部
	やすい環境の整備	SNS等への相談窓口の掲載などにより、効果的な周	
		知・広報を図るとともに、少年相談専用電話のフリーダ	
		イヤル化、電子メールによる相談窓口の設置等、被害少	
		年等が相談しやすい環境の整備を図る。	
31	被害少年の精神的打	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支	警察本部
	撃軽減のための継続	援センターをはじめとする民間支援団体への紹介を行	
	的な支援の推進	うとともに、少年補導員等による継続的な支援を実施す	
		る。	
32	性犯罪被害者による	「#8103 (ハートさん)」、「性犯罪被害110番」、	警察本部
	情報入手の利便性の	「SACRAホットライン」等の相談窓口に関する広報	
	向上	により、性犯罪被害者による公費負担制度、カウンセリ	
		ング制度等に関する情報入手の利便性向上に努める。	
33	性犯罪被害相談の適	性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職	警察本部
	切な対応	員が対応するなど、適切な対応を推進する。	
34	司法解剖等に関する	検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布に	警察本部
	遺族への適切な説明	より、その目的・手続き等についての適切な説明を遺族	
	等	に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努め	
		వ .	
35	関係機関・団体と連	福島県被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネ	警察本部
	携した支援活動	 ットワークの活用により、犯罪被害者等支援に係る機	
		関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・	
		団体等における犯罪被害者支援のための制度等につい	
		ての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努める。	

基本的施策2 大規模事案における支援(第19条)

【現状と課題】大規模事案が発生した場合は、同時に多数の死傷者が生じてしまうおそれがあり、複数の犯罪被害者等に対して同時に支援することとなる。また、その社会的影響からインターネットを通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害も懸念されるところである。したがって、円滑な支援

や二次被害の防止を図るためなど、関係機関の役割分担を明確化し、連携した支援を行うための体制を整備する必要がある。

【施策の方向】 大規模事案が発生した場合における関係機関それぞれの役割を明確化し、 マニュアル等の整備を推進するとともに、連携した支援を行うための体制を整備する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管					
36	大規模事案における	大規模被害者支援事案が発生した場合における県、警察、	生活環境部					
	支援体制の整備	民間支援団体、県内各市町村、関係県・市町村、その他の	警察本部					
		関係機関の役割分担や支援体制及び対応マニュアル等の						
		整備を推進する。また、当該事案発生時は、これらに基づ						
		き、各関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調						
		整を行うための会議」を整備する。						

基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援(第20条)

- 【現状と課題】県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合や県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で被害を受けた場合における関係機関の明確な役割分担、支援体制が確立されていない。
- 【施策の方向】県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合や県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で被害を受けた場合における関係機関それぞれの役割を明確化し、支援体制を整備するとともに、連携した支援を行う。

【具体的施策】

- <u>-</u>							
	No.	施策名	施策の概要	所管			
	37	県民が県外で発生し	県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等	生活環境部			
		た犯罪等により被害	における県内外の関係機関・団体の役割分担や支援体制及	警察本部			
		を受けた場合等の支	び対応マニュアル等の整備を推進する。また、当該事案発				
		援	生時は、これらに基づき、県外の関係機関と相互に連携・				
			協力して支援体制を整備し、必要な支援を行う。				

基本的施策4 人材の育成(第24条)

- 【現状と課題】十分かつ適切な支援を行うためには、支援に必要な専門的知識と技能が必要であることから、市町村職員や民間支援団体への研修を実施している。さらなる支援の充実のため、人材の育成が必要である。
- 【施策の方向】 支援従事者が、犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、犯罪 被害者等が直面する様々な問題に対応できるよう、研修の内容を一層充実さ

せ、資質の向上を図るなど、人材の育成を行っていく。

【具体的施策】

/ TT'H	17)16 7 1		
No.	施策名	施策の概要	所管
38	県及び市町村職員に	県及び各市町村に設置されている総合的対応窓口の職員	生活環境部
	対する研修	を対象に、窓口機能の強化を図ることを目的として研修を	
		行うとともに、各関係機関が相互に連携・協力して必要な	
		「支援の調整を行うための会議」において、事例研究を行	
		い、県及び市町村の担当職員の意識の醸成及びノウハウの	
		積み上げを図る。	
39	民間支援団体におけ	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行	生活環境部
	る職員の育成支援	う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協	警察本部
		力を行う。	
40	高齢者虐待対応職員	虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者へ適切	保健福祉部
	に対する研修の実施	な支援を行うことができるよう、高齢者虐待対応に当たる	
		市町村等職員の対応力向上を図る研修を実施する。	
41	虐待を受けた子ども	虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保	こども未来局
	の保護等に携わる職	護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の	
	員に対する研修の実	資質向上を図る。	
	施		
42	女性相談窓口等の職	配偶者からの暴力を受けた女性等が専門的な知識に基づ	こども未来局
	員への研修の実施	いた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に	
		携わる職員等の資質向上を図る。	
43	警察における被害者	犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用	警察本部
	支援に携わる職員に	して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等に	
	対する研修の充実	ついての研修を実施する。	

基本的施策5 支援従事者の二次受傷に対する支援(第25条)

- 【現状と課題】支援従事者が犯罪被害者等への支援を行う過程で、犯罪被害者等と同様 の心理状態になり、支援が困難になるような事例もあることから、支援を継続し ていくためにも支援に従事する者が二次受傷しないよう心のケアを十分に行っ ていく必要がある。
- 【施策の方向】 各種研修やカウンセリングの実施により、メンタルヘルスケアの充実を図り、 二次受傷の防止に取り組む。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
44	支援従事者へのメン	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理	生活環境部
	タルヘルスケアの充	的外傷(二次受傷)を予防するとともに、自身の適切なケ	
	実	アができるよう、支援従事者を対象とした研修を行うな	
		ど、メンタルヘルスケアの充実を図る。	
45	犯罪被害者等支援に	被害者支援支援要員等に対し、ストレスに関する教養を行	警察本部
	携わる者に対する心	うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリン	
	理的影響への配慮	グを受けさせるなど必要な措置を講ずる。	

基本的施策6 民間支援団体に対する支援(第26条)

【現状と課題】本県では、民間支援団体「公益社団法人ふくしま被害者支援センター」が、 県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会から指定を受け、併せて、「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」における相談業務及び医療費等公費負担業務を県から受託し、被害者支援にあたっている。 民間支援団体では、専門の研修を受けた支援従事者により、被害者それぞれの実情に即した柔軟できめ細かな支援が継続的に行われるなど、本県の被害者支援を推進する上で重要な役割を果たしている。一方で、こうした民間支援団体の活動に関する認知度は十分とは言えず、また、その運営は、行政からの委託料のほか、賛助会や寄附金でまかなわれ、ボランティアにより支えられており、財政基盤確保のための取組の周知や人材の確保・育成が課題となっている。

【施策の方向】民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、事業や財政基盤確保のための取組の周知、支援員の公募や研修の実施に対して必要な支援を行う。

No.	施策名	施策の概要	所管
46	県民に対する民間支	各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状	生活環境部
	援団体の意義、活動	況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への	警察本部
	等の広報支援	援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。	
47	民間支援団体等への	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援	警察本部
	支援の充実	助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の	
		確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わ	
		る者の研修に関する講師の手配・派遣、会場の借り上げ等	

		の必要な支援を行う。	
48	民間支援団体におけ	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行	警察本部
	る職員の育成支援	う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協	
	【再掲】	力を行う。	

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

基本的施策7 日常生活の支援(第13条)

【現状と課題】犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための 入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならない。また、 被害による精神的ショックもあり、家事、育児等が手につかなくなる場合も少 なくない。したがって、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、日常生活 の支援が提供される必要がある。

【施策の方向】 犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係機関と連携し、支援制度の活用を図るとともに、必要な情報の提供を行う。

No.	施策名	施策の概要	所管
49	性犯罪・性暴力被害	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、	生活環境部
	者への面接、付添支	県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援セン	
	援の実施	ター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」におい	
		て、性犯罪・性暴力被害者への面接支援や必要に応じて、	
		が病院や裁判所等への付き添いなどの直接支援を行う。	
50	市町村等と連携した	犯罪被害者等が必要とする支援を早期に受けることがで	生活環境部
	支援制度の活用	きるよう、介護サービスや育児サービス等に関する情報共	保健福祉部
		有など、市町村を始めとする関係機関との連携を一層強化	こども未来局
		する。	
51	市町村の総合的対応	市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例	生活環境部
	窓口の機能強化に関	の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を	
	する支援【再掲】	促進する。	
52	犯罪被害者支援ハン	犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、相	生活環境部
	ドブックの改定・配	談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を	
	布【再掲】	改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強	
		化及び支援の充実に努める。	

53	生活困窮者自立支援	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセー	保健福祉部
	制度に基づく一時生	フティネット」を拡充し、包括的な支援体制を行うととも	
	活支援事業の実施	に、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必	
		要な支援を提供する。	
54	生活困窮者自立相談	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが	保健福祉部
	支援機関による支援	できなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談	
		支援機関において、関係機関との連携を図りながら、生活	
		困窮者の自立促進を図る。	
55	日常生活自立支援事	認知症高齢者、障がいのある方などが地域の中で安心して	保健福祉部
	業による支援	生活が送れるように、福祉サービスの利用手続の援助、日	
		常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う。	

基本的施策8 居住の安定(第16条)

- 【現状と課題】犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったことや、加害者に自宅を知られたため再被害のおそれがあるなどの理由から、引き続き自宅に居住することが困難になる場合や一時的に自宅から別の場所へ避難するため、ホテル等の宿泊施設を使用せざるを得ない場合がある。したがって、犯罪被害者等が中長期的に居住可能な住居や一時的な避難場所を確保するための様々な支援が必要である。現状として、県営住宅は優先入居制度があるが、市町村においても同様の取組が求められている。
- 【施策の方向】 犯罪被害者等が、犯罪被害の影響により、これまで住んでいた住居に引き続き居住することが困難になった場合、それぞれの状況に応じ、住居や一時避難場所が確保できるよう、必要な施策を推進する。また、市町村の公営住宅における優先入居等の取組を促進する。

	11 F3/05/12				
No.	施策名	施策の概要	所管		
56	県営住宅の優先入居	公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被	土木部		
		害者等の居住の安定を図る。			
57	市町村公営住宅の入	犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入	生活環境部		
	居等の取組の促進	居等の取組を促進する。			
58	転居費用助成金制度	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むこ	生活環境部		
	の創設及び運用	とが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等			
		が新たな住居に転居するための費用を助成する。			
59	生活困窮者自立支援	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居	保健福祉部		

	制度に基づく居住確	喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、居住	
	保支援	確保支援として、再就職のために居住の確保が必要な者に	
		対し、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付す	
		る 。	
60	居住支援法人による	県が指定する居住支援法人により、犯罪被害者等の住宅確	土木部
	賃貸住宅への入居支	保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情	
	援	報の提供、相談その他の援助を行う。	

基本的施策9 雇用の安定(第17条)

【現状と課題】犯罪被害者等の多くは、警察での事情聴取、裁判への参加、治療のための 入院・通院、行政での手続き等、多くの状況に対応しなければならないため、 休暇等の取得を余儀なくされる。また、犯罪被害者等の置かれている状況に ついて、職場の理解が足りず、二次被害を受けて働き続けることが困難となる こともある。したがって、雇用の維持と二次被害防止のため、事業主等の理解 の促進を図るなど、雇用の安定のための支援が必要である。

【施策の方向】 県内の事業主等に対し、理解の増進を図るための周知・啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止を図るとともに、雇用の安定のための支援を行う。

No.	施策名	施策の概要	所管
61	事業主等の理解の増	犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者等の	生活環境部
	進	理解が深まるよう、事業者向けリーフレットの作成・配布、	商工労働部
		企業・団体に講師を派遣して開催するミニ講演会、犯罪被	
		害者等支援に関する県内巡回パネル展示による啓発を行	
		う。また、犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱い	
		や二次被害の防止について配慮を要請し、雇用の安定を図	
		る。	
62	生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する	保健福祉部
	制度における支援等	自立相談支援窓口就労支援を行い、生活困窮者の自立を図	
		る。また、就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受	
		給者等就労自立促進事業などの福祉的支援制度を活用し、	
		個々の実情に応じて、適切に就職及び就労定着を図る。同	
		様に、市との連携により、市部における自立支援制度につ	
		いても活用を図る。	

63	高等職業訓練促進給	ひとり親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資	こども未来局
	付金等事業の実施	格取得を促進するため、養成機関における修業期間につい	
		て給付金を支給する。	
64	自立支援教育訓練給	ひとり親の就職に有利になるよう、厚生労働大臣の指定す	こども未来局
	付金事業の実施	る「指定教育訓練講座」を受講し、修了した場合に受講費	
		用の一部を助成する。	
65	ひとり親家庭の就業	各保健福祉事務所において、母子・父子自立支援員がひと	こども未来局
	等に関する相談への	り親家庭の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。また、	
	対応【再掲】	福島県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業	
		相談、求人情報の提供、就業支援セミナー等を実施する。	
66	ひとり親家庭高等職	「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学	こども未来局
	業訓練促進資金貸付	し、就職に有利な資格資格取得を目指すひとり親に対し、	
	事業の実施	入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	
67	個々の実情に応じた	ハローワーク等と連携し、県就職相談窓口において、若者・	商工労働部
	就職相談・職業紹介	女性・中高年齢者・障がい者等の個々の実情に応じた就職	
		相談・職業紹介を実施する。	
68	障がい者就職面接会	福島労働局主催により県内各地で開催される障がい者就	商工労働部
	の開催を通じた就労	職面接会において、障がい者雇用を促進する。	
	促進		
69	障がい者雇用推進企	県が随意契約により物品等を調達する場合、登録企業を優	商工労働部
	業等登録制度の活用	先的に扱うことにより、積極的な障がい者雇用を促進す	
		వ .	
70	離職者の就労に向け	離職者等求職者の早期就職を支援するため、ハローワーク	商工労働部
	た職業訓練の実施	や高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図りながら	
		離職者等再就職訓練事業を実施する。	
71	被害回復のための休	犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休	商工労働部
	暇制度の周知	暇制度について、県内の企業や労働者に対して周知を図	
		る。	
72	労働相談への対応	労働に関するトラブルについて、労働者や使用者が気軽に	労働委員会事
	【再掲】	相談できるようフリーダイヤルによる労働相談を実施す	務局
		る。	
73	個別労働紛争解決制	労働に関する労働者と事業主との紛争解決を図る個別労	労働委員会事
	度の周知	働紛争調整制度について、県民へ周知する。	務局

基本的施策10 経済的負担の軽減(第18条)

- 【現状と課題】 犯罪被害者等は、被害直後から長期にわたり、医療費や葬儀費用、裁判費用、転居費用、病院や警察、裁判所への移動にかかる費用などの予期しない経済的な負担が増加するほか、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から仕事を続けることが困難となり、収入が減少したり、職を失ってしまうなどにより、経済的困窮に陥る場合がある。したがって、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るための支援が求められている。
- 【施策の方向】 犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、関係機関・団体等と 連携し、経済的支援策の充実に努めるとともに、利用可能な支援制度に関す る情報の提供や利用の助言を行う。

No.	施策名	施策の概要	所管
74	犯罪被害給付制度の	様々な機会や媒体を利用し、犯罪被害給付制度の周知を図	警察本部
	運用	るとともに、制度の対象となり得る犯罪被害者等に対して	
		は、犯罪被害給付制度に関する権利や手続きについて十分	
		な説明を行い、事案の内容に即した迅速な裁定に努める。	
75	性犯罪被害者の医療	性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染	警察本部
	費公費負担制度の運	症等の検査費用等の医療費を公費で負担する。	
	用		
76	性犯罪・性暴力被害	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、	生活環境部
	者の医療費公費負担	県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援セン	
	制度の運用	ター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」におい	
		て、警察を介さない性犯罪・性暴力被害の相談者に対して、	
		緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、性感染症等の検査費用	
		等の医療費を公費で負担する。	
77	犯罪被害者等見舞金	犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、市町村	生活環境部
	制度の創設及び運用	と連携して見舞金を支給し、被害直後から強いられる様々	
		な経済的負担の軽減を図る。	
78	転居費用助成金制度	自宅又はその付近で犯罪被害を受け、従前の住居に住むこ	生活環境部
	の創設及び運用	とが困難となった場合に、市町村と連携して犯罪被害者等	
	【再掲】	が新たな住居に転居するための費用を助成する。	
79	被害の早期回復・軽	犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情	生活環境部
	減に向けた支援	報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、	
		被害の早期回復・軽減を図る。	

	1		
80	交通遺児奨学資金の	父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受け	生活環境部
	支給	た交通遺児等に対し、奨学金の支給などを行う。	
81	生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない、低所得世帯、障がい者世帯、	保健福祉部
		高齢者世帯などを対象に、必要な資金の貸付と併せて相	
		談・支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図	
		ర 。	
82	母子父子寡婦福祉資	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家	こども未来局
	金貸付金による支援	庭の児童が高校、短大、大学等へ進学する場合に必要な資	
		金の貸与を行う。	
83	県営住宅の優先入居	公営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被	土木部
	【再掲】	害者等の居住の安定を図る。	
84	市町村公営住宅の入	犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入	生活環境部
	居等の取組の促進	居等の取組を促進する。	
	【再掲】		
85	高校生等への修学支	家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が	総務部
	援	安心して教育が受けることができるよう、授業料に充てる	教育庁
		高等学校等就学支援金の支給を始めとする各種支援策を	
		通じて、家庭の経済的負担の軽減を図る。	
86	診断書料等の公費負	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害に遭い、けが	警察本部
	担	をされた方に対して、診断書料等を公費で負担する。	
87	カウンセリング費用	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的	警察本部
	の公費負担	被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担	
		する。	
88	死体検案書料の公費	犯罪を立証するために必要な死体検案書料を公費で負担	警察本部
	負担	する。	
89	遺体搬送に関する公	犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族に対して、司	警察本部
	費負担	法解剖後のご遺体を搬送する費用の一定部分を公費で負	
		担する。	
90	被害直後における居	犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯	警察本部
	住場所の確保	罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経	
		費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウ	
		スクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に	
		運用する。	

		<u> </u>	
91	公益財団法人犯罪被	犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象となら	警察本部
	害救援基金との連携	ない犯罪被害者で、個別の事情に照らし特別の救済が必要	
		と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援	
		基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に	
		努める。	
92	海外における犯罪被	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体を	警察本部
	害者等に対する経済	活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した	
	的支援	事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適切な運用に	
		努める。	
93	法律相談に関する支	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、	生活環境部
	援	県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援セン	
		ター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」におい	
		て、弁護士による法律相談を必要とする性犯罪・性暴力被	
		害者に対し、その相談にかかる費用を支援する。	
94	日本弁護士会連合会	日本弁護士会連合会の法律援助事業について周知を図る。	生活環境部
	の法律援助事業につ		
	いての情報提供		
95	日本司法支援センタ	日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助制度に	生活環境部
	一(法テラス)民事法	ついて周知を図る。	
	律扶助制度に係る情		
	報提供		

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

基本的施策11 心身に受けた影響からの回復支援(第14条)

【現状と課題】生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体への直接的な被害を受けた犯罪被害者等は、精神的な被害を受けやすく、カウンセリング等の実施により心身に受けた影響の回復を支援する必要がある。

【施策の方向】犯罪被害者等が心身に受けた影響の回復支援のため、その心身の状況に 応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよ う支援の充実を図る。

No.	施策名	施策の概要	所管
96	犯罪被害者等に対す	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラ	警察本部
	るカウンセリングの	一の効果的運用に努めるほか、カウンセリング技能を有す	

	T		
	充実	る警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、	
		その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、	
		犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。	
97	カウンセリング費用	一定の身体犯や性犯罪、ひき逃げ事件の被害者等の精神的	警察本部
	の公費負担【再掲】	被害の早期回復のため、カウンセリング費用を公費で負担	
		する。	
98	性犯罪・性暴力被害	県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、	生活環境部
	者のカウンセリング	県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援セン	
	費用の公費負担	ター「性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま」におい	
		て、性犯罪・性暴力被害者の精神的被害の回復のため、カ	
		ウンリング費用を公費で負担する。	
99	心のケアに関する相	精神保健福祉センターや保健所において県民の心の健康	保健福祉部
	談への対応	や精神疾患に関する相談や支援を行う。	
100	自助グループの活動	犯罪被害者等早期援助団体との連携を図りながら、犯罪被	警察本部
	についての情報提供	害者等の要望を踏まえ、自助グループの活動について情報	
	【再掲】	提供を行う。	
101	高次脳機能障がい者	高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関	保健福祉部
	への支援体制の整備	との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障がい	
		に関する研修等を行い、適切な支援が提供される支援体制	
		を整備する。	
102	妊娠に関する相談へ	予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として	保健福祉部
	の対応【再掲】	「女性のミカター健康サポートコール」を開設し、心やか	
		らだの悩みに保健師が対応を行う。	
103	自立支援医療(精神	PTSD 等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場	保健福祉部
	通院医療)制度の運	合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の	
	用	一部を公費で負担する。	
104	里親制度の運用	児童福祉法に基づき、家庭で生活できなくなった子どもた	こども未来局
		ちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える	
		里親のもとで生活できるよう、支援を行う。	
105	ひとり親家庭等の医	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するた	こども未来局
	療費助成制度	め、その医療費の一部を助成する。	
106	スクールカウンセラ	児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクー	教育庁
	ー・スクールソーシ	ルカウンセラーを小・中学校、高校に配置・派遣するとと	
	ャルワーカーの活用	もに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカー	

【再掲】	を配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努める。また、	
	研修等を通じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャ	
	ルワーカーの犯罪被害者等支援に関する理解促進を図っ	
	ていく。	

基本的施策12 安全の確保(第15条)

【現状と課題】 DV や児童虐待、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、再被害のおそれがあるため、一時保護等により安全を確保し、再被害を未然に防止するとともに、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る必要がある。

【施策の方向】犯罪被害者等が再被害や二次被害に遭わないよう、一時保護等による再 被害の未然防止と安全確保のための施策の推進を図る。

No.	施策名	施策の概要	所管
107	DV被害者や被虐待	DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保す	こども未来局
	児童等の一時保護	るため、一時保護所等と連携し、速やかに保護を行う。	
108	DV防止対策に関す	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の	こども未来局
	る取組	構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DV防止	
		と被害者の保護・自立支援に当たる。	
109	児童虐待の防止、早	児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に	こども未来局
	期発見・早期対応の	子どもの安全確認を行う。また、市町村要保護児童対策協	
	ための取組	議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応する。	
110	児童虐待の防止、早	学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあること	教育庁
	期発見・早期対応の	から、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を	
	ための取組	受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児	
		童相談所等に通告する。	
111	児童虐待の防止、早	県などの関係機関との児童虐待に関する情報共有を図り	警察本部
	期発見・早期対応の	ながら、児童虐待の防止及び早期発見等を徹底し、児童の	
	ための取組	安全確認及び安全確保を最優先とした各種活動を推進す	
		る。	
112	被害直後における居	犯罪被害により自宅での居住が困難となった場合等に犯	警察本部
	住場所の確保	罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経	
		費公費負担制度を積極的に運用する。	
113	子どもを対象とする	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴	警察本部
	暴力的性犯罪の再犯	力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、	

	防止	関係機関から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施す	
		る 。	
114	地域警察官による被	犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大	警察本部
	害者訪問・連絡活動	防止等に関する情報の提供、防犯指導、犯罪被害者等から	
		の警察に対する要望、相談の聴取を行うなど、地域警察官	
		による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進す	
		る 。	

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

基本的施策13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第21条)

- 【現状と課題】 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の 過程で、関係者からの配慮に欠けた対応をされることによって二次被害を受 けることがあるため、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の心情 を理解し、適切な情報提供や人権に配慮した対応を行う必要がある。
- 【施策の方向】 保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏、 人権に十分な配慮がなされるよう、職員に対し、犯罪被害者等の現状に関す る理解の促進と適切な情報提供のための取組の充実を図る。

No.	施策名	施策の概要	所管
115	刑事手続等に関する	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の	警察本部
	情報の提供の充実	犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害	
	【再掲】	者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく	
		取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成	
		し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含	
		め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	
116	警察における被害者	犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活	警察本部
	支援に携わる職員に	用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携	
	対する研修の充実	等についての研修を実施する。	
	【再掲】		
117	被害児童からの事情	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の	教育庁
	聴取における配慮	負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携	警察本部
		し、被害児童に配慮した取組を推進する。	
118	性犯罪被害相談の適	性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職	警察本部
	切な対応【再掲】	員が対応するなど、適切な対応を推進する。	

119	性犯罪捜査を担当す	性犯罪の捜査及び性犯罪被害者の支援に従事する職員	警察本部
	る職員等の研修	に対し、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行う	
		など、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化する。	
120	警察における犯罪被	犯罪被害者等からの事情聴取を行う相談室や被害者支	警察本部
	害者等のための施設	援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に	
	の改善	配慮した照明や内装に改善するなど、犯罪被害者等のた	
		めの施設等の改善を図る。	
121	適正かつ緻密な交通	適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、	警察本部
	事故事件捜査の推進	交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故	
	等	被害者の負担軽減を図る。	

基本的施策14 県民の理解の増進(第22条)

【現状と課題】 県民が犯罪被害者等の置かれている状況、必要としている支援、人々の配慮のない言動や無関心による二次被害防止の重要性について、更なる理解の増進を図る必要がある。

【施策の方向】県民の被害者支援に関する理解増進のための啓発を実施する。

	778284		
No.	施策名	施策の概要	所管
122	「犯罪被害者週間」	市町村等関係機関と連携し、「犯罪被害者週間(11月2	生活環境部
	に合わせた集中的な	5日~12月1日)」に合わせた広報啓発活動を実施し、	警察本部
	啓発事業の実施	犯罪被害者等支援への理解の増進を図る。	
123	各種広報媒体を活用	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施	生活環境部
	した広報啓発活動の	の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等に	警察本部
	実施	ついて、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講	
		演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリ	
		一フレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への	
		講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載	
		等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとと	
		もに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	
124	女性に対する暴力を	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、	生活環境部
	なくす運動	女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、	こども未来局
		毎年11月12日~25日を「女性に対する暴力をなくす	
		運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その	
		他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶する	

		ための音楽改楽に取り組む	
105	· 프라스 (코린 #1881 - 1	ための意識啓発に取り組む。	11 mm mm 1± 1=
125	交通安全運動期間に	各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発	生活環境部
	おける各種広報・啓	事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努める。	
	発事業の実施		
126	児童虐待防止推進月	毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応	こども未来局
	間における取組	し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の	
		理解を深める。	
127	中高生等に対する被	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族	教育庁
	害者支援の啓発	等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被	警察本部
		害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会	
		規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	
128	学校における犯罪被	各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層	教育庁
	害者等の人権問題も	行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努	
	含めた人権教育の推	める。	
	進		
129	「被害が潜在化しや	「支援の輪を広げるつどい」や講演会等の様々な機会を通	生活環境部
	すい犯罪被害者等に	じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童(その兄弟姉	教育庁
	対する県民の理解の	妹を含む。)及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯	警察本部
	増進	罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の	
		増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を	
		図る。	
130	被害者に優しいふく	大学生ボランティアの活動への支援や犯罪被害者等によ	警察本部
	しまの風運動」の推	る講演会の実施など、様々な機会を通じて社会全体で犯罪	
	進	被害者等を支える気運の醸成を図り、犯罪や交通事故のな	
		い安全で安心な地域社会を実現するための「被害者に優し	
		いふくしまの風運動」を推進する。	
131	交通事故被害者等の	交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習	警察本部
	現状等に関する県民	会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に	
	の理解の増進	関する様々なデータを公表し、交通事故被害者等の現状、	
		交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。	

基本的施策15 学校における教育の実施等(第23条)

【現状と課題】 子どもたちを犯罪被害者にも加害者にもしないためには、学校における教育 の実施等が重要であり、子どもの頃から継続的に犯罪被害者等の理解増進 を図るための取組を進める必要がある。

【施策の方向】 学校において、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性、二次被害防止の重要性等を学ぶための教育を推進する。

【具体的施策】

No.	施策名	施策の概要	所管
132	中高生等に対する被	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族	警察本部
	害者支援の啓発	等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被	
		害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会	
		規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。	
133	学校における防犯教	学校において、防犯教室を開催し、児童生徒に対する犯罪	教育庁
	育の充実	被害を未然に防止するなど、犯罪の被害から児童を守る教	
		育の充実を図る。	
134	学校における犯罪被	各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層	教育庁
	害者等の人権問題も	行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努	
	含めた人権教育の推	める。	
	進【再掲】		
135	各種広報媒体を活用	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施	生活環境部
	した広報啓発活動の	の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等に	警察本部
	実施【再掲】	ついて、様々な広報媒体を通じて広報するとともに各種講	
		演会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のリ	
		一フレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への	
		講師の派遣、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載	
		等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとと	
		もに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努める。	

基本的施策16 個人情報の適切な管理(第27条)

【現状と課題】 犯罪被害者等の個人情報が知られることで二次被害や再被害につながるお それがあるため、個人情報を適切に管理する必要がある。

【施策の方向】犯罪被害者等に関する個人情報の適切な管理を徹底する。

_				
	No.	施策名	施策の概要	所管
	136	犯罪被害者に関する	犯罪被害者の氏名の発表に当たり、匿名発表を望む犯罪被	警察本部
		情報の保護	害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由とし	
			て実名発表を望むマスコミの要望とを踏まえ、プライバシ	

		一の保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案	
		しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよ	
		う配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者	
		等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	
137	犯罪被害者等に関す	犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、	生活環境部
	る個人情報の漏洩防	個人情報を適切に管理する、また、関係機関・団体の支援	警察本部
	止等	従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を	
		図る。	
138	個人情報の取扱いの	民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱い	生活環境部
	周知徹底	に十分留意するよう、周知徹底を図る。	

参考資料

令和三年十月十二日福島県条例第七十六号

福島県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。 福島県犯罪被害者等支援条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 推進の体制等(第九条-第十一条)

第三章 基本的な施策 (第十二条—第二十七条)

附則

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安全に安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、依然として、様々な犯罪等が後を絶たず、多くの人が思いもよらず犯罪等に巻き込まれ、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。また、犯罪被害者等の中には、十分な支援を受けられず、自分だけで問題を抱え込んでしまい、苦しんでいる人もいる。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがある。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安全に安心して日常生活を営むことができるようにするためには、県や市町村をはじめ、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて不断の努力をしていく必要がある。

また、犯罪被害者等の置かれた状況に理解を深め、一体となって二次被害の防止に努めるなど、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要である。

ここに、わたしたちは、犯罪被害者等一人一人に寄り添い、安全で安心な社会を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 犯罪等犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 - 二 犯罪被害者等犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
 - 三 再被害犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
 - 四 二次被害犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

- 五 二次受傷犯罪被害者等の支援に従事する者(以下「支援従事者」という。)が、支援 を行う過程で犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受け、心身に傷病等が生じることをい う。
- 六 犯罪被害者等支援犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安 心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。
- 七 民間支援団体犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項の団体をいう。)その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

- 第三条 犯罪被害者等支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場 に立って適切に推進されなければならない。
 - 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
 - 二 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他 の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのない よ う十分配慮されること。
 - 三 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れること なく提供されること。
 - 四 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

(県の責務)

- 第四条 県は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、国、 市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏 まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有 する。
- 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするとき は、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。
- 3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせること のないよう十分配慮し、これを防止するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等 支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮する とともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

(事業者の責務)

- 第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与する ことができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとす る。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者 等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさ せることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進の体制等

(犯罪被害者等支援計画)

- 第九条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪 被害者等支援に関する計画(以下「犯罪被害者等支援計画」という。)を定めるものとす る。
- 2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な 事項
- 3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴く ものとする。
- 4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。
- 6 知事は、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況 を、定期的に公表するものとする。

(総合的な支援体制の整備)

- 第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携 し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための総合的な支援 体制を整備するものとする。
- 2 県は、前項の支援体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等が国、県、市町村、民間 支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもののいずれに支援を求めた場合において も、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう必要な措置を講ずるものとす る。

(財政上の措置)

第十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している損害賠償等の法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間 支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回 復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サ ービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援)

第十九条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援)

- 第二十条 県は、県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体 その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題に ついて相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が被害を受けた都道府県若しくは当該都道府県に所在 する民間支援団体又はその両方と連携して講ずるものとする。
- 3 前二項の規定は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「県民が県外で」とあるのは「県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で」と、同条第二項中「被害を受けた」とあるのは「住所を有し、又は居住する」と読み替えるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第二十二条 県は、犯罪等の被害に対する県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている 状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深め るため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

- 第二十四条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等を 担う支援従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。 (支援従事者の二次受傷に対する支援)
- 第二十五条 県は、支援従事者の二次受傷を防止、回復、又は軽減し、その安全を確保する ため、支援従事者に対する研修、相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 (民間支援団体に対する支援)
- 第二十六条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十七条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及 びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り 扱う場合も、同様とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。 (福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例の一部改正)
- 2 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例(平成二十年福島県条例第八十号)の 一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除